

## 市第72号議案

### 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度横浜市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 856,246 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,985,830,223 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

#### （市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

#### （繰越明許費）

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

令和7年12月4日提出

横浜市長 山中竹春

#### 提案理由

にぎわいスポーツ文化費等を補正したいので提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 426,476,103	千円 24,096	千円 426,500,199
	2 国庫補助金	78,896,719	24,096	78,920,815
23 繰越金		565,990	247,150	813,140
	1 繰越金	565,990	247,150	813,140
25 市債		102,688,000	585,000	103,273,000
	1 市債	102,688,000	585,000	103,273,000
歳 入 合 計		1,984,973,977	856,246	1,985,830,223

## 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 にぎわいスポーツ文化費		千円 18,057,676	千円 58,751	千円 18,116,427
	1 にぎわいスポーツ文化費	18,057,676	58,751	18,116,427
7 健康福祉費		380,847,558	50,000	380,897,558
	1 社会福祉費	64,932,112	50,000	64,982,112
10 資源循環費		51,037,942	76,295	51,114,237
	2 適正処理費	27,938,673	76,295	28,014,968
12 都市整備費		9,411,008	50,000	9,461,008
	1 都市整備費	9,411,008	50,000	9,461,008
17 教育費		297,705,448	621,200	298,326,648
	6 生涯学習費	4,102,790	648,000	4,750,790
	8 教育施設整備費	42,549,005	△ 26,800	42,522,205
歳 出 合 計		1,984,973,977	856,246	1,985,830,223

## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度	額
横浜文化体育館再整備事業事業契約（令和7年度）	令和8年度から 令和20年度まで	限度額	560,000 千円
金沢工場焼却炉等改修工事請負契約（令和7年度）	令和8年度から 令和10年度まで	限度額	360,000 千円
菊名小学校建替工事請負契約	令和8年度から 令和10年度まで	限度額	8,900,000 千円
体育館空調設備設置設計業務委託契約	令和8年度	限度額	110,000 千円
小中学校断熱改修業務委託契約	令和8年度	限度額	800,000 千円

## 変更

事項	補正前			補正後		
	期間	限度額	期間	限度額	期間	限度額
金沢区民文化センター（仮称）整備工事請負契約	令和8年度から令和9年度まで	限度額 2,700,000千円	令和8年度から令和9年度まで	限度額 2,900,000千円		
給食室改修工事請負契約	令和8年度	限度額 680,000千円	令和8年度	限度額 830,000千円		

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工場費	千円 4,144,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0 %以内 ただし、利率見直しを行った後においては、当該見直し後	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 4,196,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額による。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	7.0 %以内 ただし、利率見直しを行った後においては、当該見直し後	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
企画費	—				40,000			
図書館費	72,000				577,000			
学校施設営繕費	15,342,000				15,330,000			
計	102,688,000				103,273,000			

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
12 都市整備費	1 都市整備費	都市デザイン行政推進費	千円 50,000
16 消防費	1 消防費	消防車両購入費	531,000
17 教育費	6 生涯学習費	図書館ビジョン推進費	738,000
設定期額		合計	1,319,000